

各 位

群馬労働局登録第107号  
 一般社団法人 太田労働基準協会 会長  
 館林労働基準協会 会長  
 大泉労働基準協会 会長

## フォークリフト運転技能講習実施について

労働安全衛生法により、積載荷重1t以上のフォークリフトの運転業務には登録機関が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ就くことはできません。このため、下記により技能講習を開催しますので、この機会に漏れなく資格を取得されますようご案内いたします。

### 記

#### 1. 開催日時

科目	講習日	時間	会場
学科	9月3日(土)	8:00~17:00	太田労働基準協会 2階講習室
実技	9月4日(日)、11日(日)、 18日(日) 走行操作及び荷役操作	8:00~16:00	東亜工業(株) 本社工場 太田市西新町 126-1
	9月25日(日) 走行操作及び荷役操作・実技試験	8:00~17:00	

#### 2. 受講資格

大型自動車免許・普通自動車免許・大型特殊自動車免許(カタピラ限定)のいずれかを有すること。

#### 3. 申込方法

右面の申込様式により記入し、受講料を添えて申込み頂くか、現金書留で申込み下さい。また、振込みの場合は、講習日1週間前までに、下記の口座にお振込み下さい。現金書留、口座振込の場合は申込書と**84円切手**を貼った封筒(受講券、領収証等の送付用)を同封又は送付して下さい。(振込手数料は申込者負担でお願い致します。)

口座名 振込先	(株) 太田労働基準協会 シャ) オオタロウドウキジュンキョウカイ	群馬銀行 太田支店 普通 <b>2143059</b>	館林協会 大泉協会 は除く
------------	--------------------------------------	--------------------------------	---------------------

◎受講受付け後、講習日一週間前以降の取消は受講料の返却は致しません。

#### 4. 受講料

<b>会 員 40,700円</b>	(内 訳 37,000円(消費税 3,700円)) テキスト代 無 料
<b>非会員 42,350円</b>	(内 訳 37,000円(消費税 3,700円)) (テキスト代 1,500円(消費税 150円))

※ 会員とは群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している会員です。

#### 5. 定員

**80名** (早急に定員に達する恐れがありますので、受講される場合は、確実な員数を電話等で事前にご連絡ください) 定員に達し次第、締め切ります。

#### 6. 申込先

一般社団法人 太田労働基準協会	TEL0276-46-5774・fax0276-46-1544
館林労働基準協会	TEL0276-72-8890・fax0276-70-7622
大泉労働基準協会	TEL0276-63-6626・fax0276-63-6691

#### 7. 服装

実技については、ヘルメット、安全靴、軍手、作業服を着用のこと。

#### 8. 注意

**遅刻は一切認められませんので、ご注意ください。**

## フォークリフト運転技能講習受講申込書

申請前、6ヶ月以内に撮影したもので上半身、正面脱帽。この欄に写真2枚を裏返しにしてセロテープで貼ること。サイズは24mm×30mmのもの 上半身、カラー白黒いずれでも可 裏面に氏名を入れて仮止めしてください。	受 講 番 号			実施管理者 承認欄
	太 田	館 林	大 泉	

ふりがな				※修了証に旧姓または通称の併記をご希望される方は下の[ ]にご記入の上、住民票等公的な確認書類を添付して下さい 旧姓 [ ] 通称 [ ]
受講者氏名				
現住所	県	生年月日	昭和	年 月 日
受講者携帯番号(固定電話):		—	—	
受講資格 (いずれかに ○)	<input type="checkbox"/>	大型特殊自動車免許	*資格確認欄*	
	<input type="checkbox"/>	大型自動車免許		
	<input type="checkbox"/>	普通自動車免許		
事業場所在地	フォークリフト運転技能講習を受講したいので申し込みます。			
名 称				
代 表 者				
電 話 番 号	TEL ( )	事務担当者名( )	印	
<b>免 許 証</b>				
免許証の写し(コピー)を貼り付けて下さい				
注意: 氏名、住所等を変更した者で、受講申込時の記載事項と運転免許証が異なる場合は、運転免許証の裏面の記載事項もコピーし申込書裏面へ貼付して下さい。				

\*下記申込方法の該当項目の□内に、レ点を入れて提出して下さい。

- 会員、 県内の他協会(協会名: )、 非会員  
 協会へ支払い、 現金書留、 銀行振込み

一般社団法人 太田労働基準協会 会長 殿、館林労働基準協会 会長 殿、大泉労働基準協会 会長 殿